

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 新見市移住支援金の交付等に関する報告及び立入調査について、新見市長から求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合には、新見市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は2分の1の額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で岡山県外へ転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した場合：2分の1
- 3 私（申請者）は、日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していることを誓約します。
- 4 私（申請者）を含む世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないことを誓約します。